

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から52年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入するように母親から強く言われていたので、20歳を過ぎて間もなく、A市B区役所で加入手続きをした。

申立期間の国民年金保険料は、私が定期的にC郵便局で、納付書に現金を添えて納付したはずである。その時、検認印が押された年金手帳を受け取ったが、その手帳は現在持っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は20歳ごろ（昭和45年ごろ）に、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料は、C郵便局で現金で納付したと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者状況調査等により、昭和52年6月ごろに払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続きが行われたと推認できること、ii) 申立人が加入手続きを行ったとする同区役所は47年4月に開設されていること等から申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間①のうち昭和45年3月から50年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、50年4月から52年3月までの期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶がないとしている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間②の前後の期間は納付済みであることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1619

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和45年1月に国民年金に加入してからは一度も保険料を未納にした記憶がなく、56年4月以降は住所も変わっていないので、申立期間の保険料（付加保険料を含む。）が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 昭和45年1月に国民年金に任意加入後、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、ii) 60歳からは、再度任意加入し65歳まで国民年金保険料を納付していること、iii) 51年4月からは、申立期間及び過年度納付となった1か月を除き、国民年金加入期間は付加保険料を併せて納付していることから国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間について、国民年金保険料を現年度納付している上、申立期間当時、申立人の住所に変更はなく、生活状況等にも大きな変化が認められないことから、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の主張する国民年金保険料額及び納付方法は、当時の金額及び納付方法と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、私の兄が以前から経営していたA業を継承するため、昭和49年3月にB社を退職し、その後、時期は定かではないが、妻と一緒に国民年金に加入し、その保険料を60歳まで夫婦それぞれで納付してきた。

私は、送られてきた納付書により、国民年金保険料をいつも一括納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降、60歳までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、「送られてきた納付書により、国民年金保険料をいつも一括納付していた。」としているところ、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）により国民年金加入期間の大部分は前納されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性^{しんぴようせい}がうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後のオンライン記録により、昭和51年1月ごろにC市で払い出されたものと推定されることから、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、当該期間に係る納付書が送付されたものと考えられるところ、申立人が申立期間当時に国民年金保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、納付意識の高かった申立人が申立期間の過年度保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料納付済期間のうちの 4 か月

私は、季節雇用者として A 事業所で働いていた時に同僚から国民年金付加保険料の話聞き、国民年金加入期間中に一度だけ付加保険料を納付した記憶があるので、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所で働いていた時に、一度だけ国民年金付加保険料を納付したことがあるとしているところ、申立人は、オンライン記録により、昭和 49 年から 54 年までの各年 4 月ごろから 12 月までの期間における同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、申立人が話を聞いた同僚とする者についても、同時期に同事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できることから、申立内容には信憑性^{しんぴやうせい}がみられる。

また、申立人は、その同僚自身が国民年金付加保険料を納付した翌年に同僚から付加保険料の話聞いたとしており、その同僚も、時期は定かではないが、申立人と付加保険料納付について、話をした記憶があると供述しているところ、B 町が保管する国民年金被保険者台帳、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、申立人の同僚は、申立期間に係る昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 54 年 3 月までの期間の付加保険料が納付済みであることが確認できる。このことから、申立人の国民年金保険料の納付状況からみて、申立人がその同僚から付加保険料の話聞き、付加保険料

を納付したとする期間は、53年12月から54年3月までの4か月であるものと推認できる。

さらに、申立人は、付加保険料の納付について、厚生年金保険から国民年金（任意加入）への切替手続をB町役場で行い、定額保険料と併せた納付書により一度納付した後、残り1か月の保険料についても同様に同町役場で納付書の発行を受けて役場庁舎内のC金融機関の出張所窓口で納付したと述べるなど、申立人の保険料納付に関する記憶が具体的かつ鮮明であり、事実、同町が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人の供述どおりの状況が確認でき、申立人の供述に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月から54年3月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から39年3月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父親が子供たち全員の保険料を納付していたと父親から聞いたことがあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立人の父親が子供たちの国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の兄夫婦及び姉もその父親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと述べるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿により、国民年金制度発足時の昭和35年10月に連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、また、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録により、申立期間を含めて国民年金加入期間中の保険料が全納されていることが確認できるなど、その父親の保険料納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号を持つ20歳到達者及び任意加入者の資格取得状況から、昭和41年2月又は同年3月ごろに払い出されたものと推認でき、このころに申立人の加入手続が行われたものと考えられるとともに、特殊台帳(マイクロフィルム)により、加入手続後の41年4月から同年9月までの国民年金保険料が同年4月30日に現年度納付されている上、申立期間②直前の39年4月から同年7月までの保険料が41年5月12日に過年度納付されていることが確認できることから、保険料納付意識が高かった申立人の父親が、納付可能であった申立期間②の保険料を納付

しなかったものとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の父親が既に死亡しており、申立人自身は保険料納付に関与していないことから、当時の保険料納付状況は不明であるが、上述のとおり、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続をした後、昭和41年5月に納付可能な期間のみの国民年金保険料をさかのぼって納付したものの、申立期間①については、時効により保険料を納付できなかったものと推認できる上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年8月1日まで
高校卒業後、A社に同期二人と一緒に入社した。給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び発令通知により、申立人は昭和40年4月1日から同年7月31日まで、A社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の回答から、申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除であることが推認されることから、申立人から提出された昭和40年4月支給分から同年7月支給分までの給与支給明細書により、同年4月から同年6月までの同保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る昭和40年7月21日から退職日までの給与支給明細書が無いことから、同年7月の厚生年金保険料控除については確認できないが、オンライン記録によると、申立人が一緒に入社したとする同僚は、当該事業所において40年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年5月6日に同資格を喪失していることが確認できる上、「自分の勤務期間と厚生年金の被保険者記録とは一致している。」と供述している。

加えて、申立人から提出された、当該事業所に係る発令通知によると「昭和40年7月31日依願解職」と記載されていることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「保険料を納付していなかったとは考え難い。」としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が欠落したものとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和50年10月6日、資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び同喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から同年10月まで

申立期間について、事業所の名称を明確に覚えていないが、B市C区に所在する事業所に勤務し、D業務に従事していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「事業所の名称を覚えていないが、申立期間において、B市C区に所在する事業所に勤務し、D業務に従事していた。先日、記憶をたどって確認しに行ったところ、記憶している所在地にA社という事業所が存在していたので、同社に勤務していたのかもしれない。」と供述している。

このことから、A社に係る商業登記簿謄本を確認したところ、同社が申立期間当時から申立人が主張する所在地に存在していたこと、及び同社は、申立人が申立期間に従事していたとするD業務を行っていたことを併せて判断すると、申立人は、同社に勤務していたものと推認される。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和50年10月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月28日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に保管されていた被保険者原票に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」と「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を確認したところ、記載されてい

る氏名、生年月日、性別は、いずれも申立人と一致している上、記載されている住所についても、申立人の当時の住所と一致している。

これらのことから判断すると、事業主は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を昭和50年10月6日に取得し、同年10月28日に資格喪失した旨の届出を行っていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における昭和50年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち昭和50年6月から同年10月5日までの期間については、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における同保険の被保険者期間は、50年10月6日から同年10月27日までの期間であり、この記録は、今回統合する申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できる。

また、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についてA社に照会したところ、「当社では、試用期間を設けず、入社日から厚生年金保険を適用していることから、同保険の被保険者期間は、当社における在籍期間と一致しているはずである。」と回答している。

さらに、被保険者原票により、昭和50年1月から同年9月までの期間において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間においても同保険の加入記録が確認できる同僚10人に照会したところ、回答が得られた3人のいずれもが、「A社における入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致しているとともに、同社では、試用期間は設けておらず、入社日から同保険が適用されていた。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 8 日から 37 年 11 月 11 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については、脱退手当金を支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間はその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、未請求となっている被保険者期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と 514 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年3月20日、同資格喪失日は28年8月25日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年3月は7,000円、同年4月から28年7月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から28年9月まで

昭和27年3月にA社C工場から同社B支店に異動し、昭和28年9月まで同支店に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳、及びA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が一致する者が、同社同支店において、昭和27年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年8月25日に同資格を喪失した記録が確認できる。

また、オンライン記録によれば、当該記録は未収録となっているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、前述のものとは別に、その後作成されたと考えられる当該記録の欠落したものが確認できることを踏まえると、社会保険庁(当時)が、申立人の被保険者記録をオンライン記録に入力するに当たって、後者の当該記録が欠落した厚生年金保険被保険者台帳を基に入力作業を行ったため、当該記録が未収録となったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を昭和27年3月20日に取得し、28年8月25日に同資

格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されたA社B支店に係る標準報酬月額の記録から、昭和27年3月は7,000円、同年4月から28年7月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 10 日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 19 日に事業主により社会保険事務所に対し届けられ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括表（平成 17 年 6 月 15 日付けの社会保険事務所の受付印がある。）」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所に対し平成 17 年 6 月 15 日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険磁気媒体届書総括表」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、同社が加入するC健康保険組合に対し平成 17 年 6 月 16 日に健康保険被保険者賞与支払届を届け出ていることが確認できる。

さらに、「諸届・請求書等返戻整理簿」から、申立人の申立期間に係る賞与

について、事業主から社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出があったことが確認できる。

一方、社会保険事務所は、当該届出書について、添付書類である「被保険者賞与支払届総括表」が添付されていなかったことから、平成17年6月16日に事業主へ関係書類を返戻したとしており、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」から当該事実が確認できる。

しかし、行政手続法第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されているところ、厚生年金保険法及び同法施行規則に、「被保険者賞与支払届総括表」は必要な添付書類として定められていないことが確認できる。

また、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」等から、提出された磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届が、上記、形式上の要件に適合していないとする事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年6月10日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賞与明細書の写しから、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を5万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 10 日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 19 日に事業主により社会保険事務所に対し届けられ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括表（平成 17 年 6 月 15 日付けの社会保険事務所の受付印がある。）」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所に対し平成 17 年 6 月 15 日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険磁気媒体届書総括表」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、同社が加入するC健康保険組合に対し平成 17 年 6 月 16 日に健康保険被保険者賞与支払届を届け出ていることが確認できる。

さらに、「諸届・請求書等返戻整理簿」から、申立人の申立期間に係る賞与

について、事業主から社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出があったことが確認できる。

一方、社会保険事務所は、当該届出書について、添付書類である「被保険者賞与支払届総括表」が添付されていなかったことから、平成17年6月16日に事業主へ関係書類を返戻したとしており、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」から当該事実が確認できる。

しかし、行政手続法第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されているところ、厚生年金保険法及び同法施行規則に、「被保険者賞与支払届総括表」は必要な添付書類として定められていないことが確認できる。

また、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」等から、提出された磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届が、上記、形式上の要件に適合していないとする事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年6月10日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賞与明細書の写しから、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を55万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月19日に事業主により社会保険事務所に対し届けられ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括表（平成17年6月15日付けの社会保険事務所の受付印がある。）」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険磁気媒体届書総括表」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、同社が加入するC健康保険組合に対し平成17年6月16日に健康保険被保険者賞与支払届を届け出ていることが確認できる。

さらに、「諸届・請求書等返戻整理簿」から、申立人の申立期間に係る賞与

について、事業主から社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出があったことが確認できる。

一方、社会保険事務所は、当該届出書について、添付書類である「被保険者賞与支払届総括表」が添付されていなかったことから、平成17年6月16日に事業主へ関係書類を返戻したとしており、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」から当該事実が確認できる。

しかし、行政手続法第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されているところ、厚生年金保険法及び同法施行規則に、「被保険者賞与支払届総括表」は必要な添付書類として定められていないことが確認できる。

また、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」等から、提出された磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届が、上記、形式上の要件に適合していないとする事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年6月10日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賞与明細書の写しから、55万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を10万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月19日に事業主により社会保険事務所に対し届けられ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括表（平成17年6月15日付けの社会保険事務所の受付印がある。）」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険磁気媒体届書総括表」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、同社が加入するC健康保険組合に対し平成17年6月16日に健康保険被保険者賞与支払届を届け出ていることが確認できる。

さらに、「諸届・請求書等返戻整理簿」から、申立人の申立期間に係る賞与

について、事業主から社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出があったことが確認できる。

一方、社会保険事務所は、当該届出書について、添付書類である「被保険者賞与支払届総括表」が添付されていなかったことから、平成17年6月16日に事業主へ関係書類を返戻したとしており、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」から当該事実が確認できる。

しかし、行政手続法第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されているところ、厚生年金保険法及び同法施行規則に、「被保険者賞与支払届総括表」は必要な添付書類として定められていないことが確認できる。

また、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」等から、提出された磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届が、上記、形式上の要件に適合していないとする事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年6月10日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賞与明細書の写しから、10万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 10 日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月19日に事業主により社会保険事務所に対し届けられ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括表（平成17年6月15日付けの社会保険事務所の受付印がある。）」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険磁気媒体届書総括表」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、同社が加入するC健康保険組合に対し平成17年6月16日に健康保険被保険者賞与支払届を届け出ていることが確認できる。

さらに、「諸届・請求書等返戻整理簿」から、申立人の申立期間に係る賞与

について、事業主から社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出があったことが確認できる。

一方、社会保険事務所は、当該届出書について、添付書類である「被保険者賞与支払届総括表」が添付されていなかったことから、平成17年6月16日に事業主へ関係書類を返戻したとしており、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」から当該事実が確認できる。

しかし、行政手続法第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されているところ、厚生年金保険法及び同法施行規則に、「被保険者賞与支払届総括表」は必要な添付書類として定められていないことが確認できる。

また、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」等から、提出された磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届が、上記、形式上の要件に適合していないとする事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年6月10日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賞与明細書の写しから、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月30日から同年10月1日まで
昭和19年ごろから20年9月30日まで、A社に勤務した。

A社は、在職中にB社に名称が変わったが、同社における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録がなかった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年から20年9月30日までA社及びその後継事業所であるB社において勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録では、20年7月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社における終戦時の勤務状況に関する具体的な供述内容及び申立人の「A社は、突然、途中で名称が『B社』に変更になった。従業員も勤務場所も変わらなかった。」とのA社からB社への名称変更に関する供述は、B社の被保険者名簿の被保険者の備考欄に記載されている内容と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことを認めることができる。

ところで、オンライン記録では、申立人は昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年7月30日に同被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、火災によりすべて焼失し、現存する被保険者

名簿は、22年当時、A社の後継事業所であるB社に在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い。また、年金記号番号を払い出した際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金記号番号の払出し及び19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格取得が確認できるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）には、19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年7月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同時に厚生年金保険台帳記号番号が払い出された同僚10人（申立人を含む。）の被保険者台帳の記載内容をみると、i）被保険者台帳のA社の事業所記号が、後継事業所であるB社の事業所記号となっている者がいること、ii）被保険者名簿では、20年10月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで後継事業所であるB社で被保険者資格を取得したことになっている者が、被保険者台帳では、同年10月1日に被保険者資格を喪失しておらず、継続してA社において被保険者となっていること、iii）A社における被保険者資格の喪失日が記載されておらず、この者の被保険者台帳の備考欄に「全期間に対応する名簿 20.11.2（焼失）」及び「一部照合済台帳 31.12.25 認定」と記載されている者がいることから判断すると、当該被保険者台帳は、申立期間後に復元されたと考えられる上、申立人は、同時期に退職した者はいなかったとしているが、被保険者台帳によると、申立人と同日に被保険者資格を喪失している者が二人確認できることから、被保険者台帳及びオンライン記録にある申立人のA社の被保険者資格喪失日（昭和20年7月30日）は、事実上即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実上即した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の加入記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災、火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月30日から同年4月1日まで

昭和60年3月31日までA社B営業所に勤務し、同年4月1日付けで同社C営業所に転勤となり、引き続き勤務したが、同社B営業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月30日となっていた。継続して勤務していたことは間違いないので、同社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した労働者名簿（写し）並びに給与支給明細表（写し）により、申立期間当時、申立人は同社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の労働者名簿（写し）の記録及び給与支給明細表（写し）により、昭和60年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出のあった昭和60年4月分の給与支給明細表（写し）の総支給額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年10月まで

私は、夫の転勤に伴い、昭和49年3月でA社を辞めてB町（現在は、C市）に転居し、専業主婦になった。当時、妊娠5か月であったので、退職に伴う各種手続は夫に頼んだ。すぐに職場復帰することは考えていなかったの
で、夫は、私の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付をしてくれていたはずである。

国民年金の加入手続をした夫は、離婚後に他界しており、詳しいことは分からないが、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の元夫は既に死亡しているため、当時の状況等を聴取することができない上、申立人自身は、自分の国民年金の加入手続等に直接関与していないことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の申立期間当時の国民年金被保険者資格は任意加入被保険者となるものの、申立期間当時居住していたB町において、申立人の元夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、死亡した申立人の元夫が申立期間に係る申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったことについて、元夫に確認はしていないとしている上、申立期間に係る申立人自身の国民年金手帳など、申立人の保険料が納付

されていたことを示す物については見たことが無いとしていることから、申立期間の保険料が納付されていたとする申立人の供述内容を裏付けるものは見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1624

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年2月まで

私は、申立期間当時、高校生（休学中）で家業を手伝っていたが、20歳になった時、母親、姉から国民年金は大切だからと勧められたので、私が国民年金の加入手続を行い、母親、姉の管理の下で国民年金保険料を納付していた。

当時の手帳の色や印紙を買って手帳にはりスタンプで検認してもらった記憶がある上、姉の納付状況から分かるように、継続的に納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等学校に在学中の昭和42年*月に20歳になったことから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるにもかかわらず、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料をA町役場で印紙を購入し、国民年金手帳にはってスタンプで検認してもらったとしているが、当時、同町役場では、国民年金保険料は納入通知書により徴収していたと推測されることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年3月までの期間、45年4月から46年3月までの期間、60年4月から61年12月までの期間、62年4月から平成元年3月までの期間、3年2月及び同年3月並びに4年3月から5年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から42年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和60年4月から61年12月まで
④ 昭和62年4月から平成元年3月まで
⑤ 平成3年2月及び同年3月
⑥ 平成4年3月から5年5月まで

私の国民年金の加入手続については、私自身が行ったが、いつごろ、どこで行ったかは覚えていない。

申立期間①の国民年金保険料についてはA市のB郵便局で、申立期間②の保険料については同市のC郵便局で、申立期間③の保険料についてはD市のE郵便局で、いずれも私が毎月納付書に現金を添えて納付していたと記憶している。申立期間④、⑤及び⑥の国民年金保険料については、毎月同じ集金人が来て、集金人に私が納付していたと記憶している。

国民年金保険料については、夫婦別々に納付しており、私が保険料を納付できないときは、免除申請していたことがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「毎月郵便局で納付書に現金を添えて納付していた。」と述べているが、当時A市では印紙検認方式であり、納付書により保険料を納付することができなかった上、申立人が所持している昭和40年10月28日及び44年3月3日発行の国民年金

手帳の昭和 39 年度、40 年度及び 45 年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印が無いことなどから、申立内容に不自然さがみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和 40 年 10 月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人はそのころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その時点においては、40 年 2 月から同年 3 月までの保険料は過年度となるどころ、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶はないと述べている。

- 2 申立人は、申立期間④、⑤及び⑥の国民年金保険料について、「毎月同じ集金人が保険料の集金に来て納付していた。」と述べているが、当時、申立人が集金に来ていたとする集金人は、「昭和 62 年 4 月ごろから平成 5 年ごろまで D 市の委託を受けて国民年金の推進員をしていたが、毎年公募により採用され、担当地域も 1 年ごとに変わっていた。申立人のところに毎月集金に行っていたことはあったが、その時期については、よく覚えていない。」と述べていることから、集金人が集金に来ていたことは確認できるものの、その時期については不明である。

また、申立期間⑥について、当該期間の直後の平成 5 年 6 月及び同年 7 月までの保険料納付済記録が、7 年 8 月に充当処理（平成 7 年 5 月及び同年 6 月の国民年金第 3 号被保険者期間に誤って納付された保険料を同年 8 月に充当処理）したものであること、及びオンライン記録により、5 年 8 月から 6 年 3 月までの保険料が、7 年 9 月から 8 年 2 月までの期間に過年度納付されていることが確認でき、7 年 8 月以前の時点においては、5 年 6 月から 6 年 3 月までの納付記録は、未納期間として管理されていたものと考えられることから、申立期間⑥の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間④、⑤及び⑥の国民年金保険料額について、記憶がないとしている。

- 3 申立期間③を含めると、申立期間は 6 回で合計 100 か月間に及び、これだけの回数及び長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年3月にA市にある短大を卒業して、同年4月からB町(現在は、C町)に住居を移し就職した。その際、職場の事務職員から勧められ、すぐに国民年金に加入し、年に何回か定期的に保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に就職した際、すぐに国民年金に加入し保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の状況調査により、51年4月ごろに払い出されたことが確認でき、申立人はこのころに国民年金への加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が所有する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和51年4月5日」と記載されており、オンライン記録及びC町の被保険者名簿とも一致することから、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料の納付書が作成されたものとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、C町の被保険者名簿により、申立人の昭和51年度の保険料が一括で納付されていることが確認でき、申立人の説明と一致しないほか、申立期間当時、申立人が納付していたとする金額も実際の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1627

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで

私は、平成12年7月ごろにA社会保険事務所（当時）で、11年12月から12年6月までの国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年*月に離婚した後、A社会保険事務所で国民年金被保険者資格の種別変更手続きを行い、12年7月に同社会保険事務所で申立期間を含む11年12月から12年6月までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、被保険者資格の種別変更届出の窓口は市町村である上、社会保険事務所の窓口では、12年4月から同年6月までの現年度保険料については、納付することができないなど、申立内容に不合理な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続きの記憶がないとしているが、オンライン記録により、平成11年12月14日に同年12月から12年3月までの期間の保険料免除申請が行われていることが確認でき、当該免除記録に不自然な点はなく、記録管理の不備をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録により、国民年金保険料の収納事務を社会保険事務所で一元的に実施するようになった平成14年度以降の申立人の保険料納付状況をみると、申立人は、16年度から21年度までの期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した時に併せて、未納保険料をさかのぼって社会保険事務所で現金納付することを繰り返し行っていることが確認できるなど、申立人は、この時の記憶と混同している可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの期間及び4年4月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年3月まで
② 平成4年4月から5年1月まで

私は、平成6年春ごろ、A市から送付された納付通知書（はがき）により申立期間①の国民年金保険料を銀行で納付し、7年の春ごろには、申立期間②の保険料を6年と同様に納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年及び7年にA市から送付された納付通知書（はがき）によりB銀行C支店で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、同市では、保険料の追納に係る通知書（はがき）及び過年度納付書の送付を行っていないことから、申立内容は不自然である。

また、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では、国民年金保険料の追納期限経過直前の免除期間を有している者等に対して国民年金追納勧奨状（機械出力したはがき）を作成、送付していたことが確認できるが、申立人の供述する銀行では、国民年金追納勧奨状による保険料納付はできない上、同銀行における申立人の預金取引明細表の入出金記録（平成6年2月から7年7月まで）において、申立期間に係る保険料納付に該当する出金は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 30 日から 22 年 5 月 17 日まで
A市B区にあったC社の従業員募集に応募して、正社員として入社し、D
工場でE業務を担当していた。
当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間に
ついて厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が従事していたとする業務に関する申立内容、及び同僚の「期間は定かではないが、申立人は珍しい名字であったので勤務していたことを覚えている。」との供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間中にC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても 49 年 10 月 1 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は所在が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当時一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚 13 人のうち、11 人は申立人の姓しか記憶しておらず、残りの同僚二人は、いずれも所在が不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、上記二人のうち一人は申立期間以前から被保険者であったことが確認できるが、申立人が当時工場長であったとする残りの一人は、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無く、申立期間後の昭和 22 年 6 月 1 日付けで当該事業所において同

保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、申立期間前後において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる4人に照会したところ、唯一申立人が勤務していたことを覚えていた同僚は、「私は、C社の取締役を務め、昭和21年4月1日に入社した。21年9月に結婚したが、家族のためにも社会保険に加入したいと思い、社員を代表して、社会保険に加入させるよう社長と話し合った記憶があり、私の厚生年金保険の加入記録は22年6月1日からとなっている。」と供述しており、被保険者名簿によると、同人及び同人が名前を挙げた取締役は、申立期間中において同保険の被保険者であった形跡は無く、申立期間後の昭和22年6月1日に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、被保険者名簿により厚生年金保険被保険者の資格取得者数の推移を確認したところ、当該事業所が適用事業所となった昭和19年6月1日に50人、同年8月に1人、20年1月に1人、21年1月に2人及び同年5月に1人が同資格を取得しているが、申立期間の始期である同年7月から22年6月1日までの期間において資格を取得している者はいない。

以上のことから、当該事業所では申立期間当時、厚生年金保険について採用と同時に一律に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2310 (事案 1722 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から29年10月中旬まで

昭和26年5月から29年10月中旬までの期間、A社B事業所の請負をしていたC社(D市に所在)でE作業員として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、申立期間に係る新たな資料、情報は無いが、当初の資料等を再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に申立人が勤務していたとするC社は、事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記簿謄本の記録が無いこと、ii) 申立ての事業所であるC社、及びオンライン記録により申立人が申立期間以降の昭和36年2月13日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるF社について、D市から「C社及びF社は、平成の初めごろに廃業しており、正式な名称はG社である。」との回答を得ており、このことは、G社の商業登記簿謄本から申立人が勤務していたとするC社は、G社の前身の事業所であること、F社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)から、G社はF社の名称で同保険の適用事業所であったことがそれぞれ確認できること、iii) F社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が同保険の適用事業所となったのは、

30年1月6日であり、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、適用当初から同保険の被保険者であった者についてその加入記録を確認したところ、申立期間当時は同保険に加入した形跡は見当たらないこと、iv) オンライン記録によると、F社は、既に同保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び同保険の適用状況について確認できない上、申立人が一緒に勤務していたと述べている同僚4人は、いずれも所在不明のため、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできないこと、v) F社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、F社が同保険の適用事業所となった日（昭和30年1月6日）に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる43人のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、回答のあった3人のうち2人は、「申立人を知らない。」と述べており、ほかの一人は、「私は、昭和26年5月ごろから31年9月ごろまで勤務していた。申立人は、私が勤務し始める前から勤務しており、少なくとも私が30年8月に他事業所に異動するまでは勤務していた。」と述べているものの、当該期間において、同保険の保険料控除があったことをうかがわせる供述は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月12日付けで年金記録を訂正する必要はないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり新たな資料、情報を提出することなく、「再度、当初の資料等を調査し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているが、当初の調査に係る資料及び調査内容等を再確認したものの新たな事情は見当たらないことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月から37年6月まで

昭和35年6月にA社に入社し、37年6月までの期間、B業務担当として同社C支社で勤務していた。

昭和37年*月に長女が生まれており、健康保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となった形跡は無く、同社の所在地を管轄している法務局においても商業登記簿謄本の記録が無いところ、オンライン記録によると、申立期間当時、同社と類似した名称のD社（現在は、E社）が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。このため、D社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したところ、同僚22人から回答が得られたが、このうち、申立期間当時に同社C支社で勤務していたとする同僚二人は、「申立人は、勤務期間は定かではないが、当社のC支社で歩合制のF業務員として勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にD社C支社で歩合制のF業務員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社に申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、当時の資料は既に廃棄している旨の回答があり、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、前述の申立人が勤務していたと供述した同僚二人のうちの一人は、「私

は、G社からの出向社員で、申立期間当時、D社C支社においてF業務員の給与等に係る事務を担当していたが、F業務員は歩合制で、正社員ではなく、厚生年金保険には加入させていなかった。また、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。昭和37年4月2日以降に厚生年金保険に加入しているF業務員もいるようだが、C支社には100人近くのF業務員がいたにもかかわらず、そのような事務手続をした記憶が無いことから、すべてのF業務員を一律に厚生年金保険に加入させたことはなかったと思う。」と供述している。

さらに、回答が得られた同僚のうち前述の二人以外の5人は、申立期間当時、F業務員を厚生年金保険に加入させていなかった旨の供述をしており、うちD社C支社でF業務員であったとする同僚一人は、「昭和37年4月1日までは、F業務員に健康保険、厚生年金保険の適用は無く、給与から保険料は控除されていなかった。私は、37年4月2日に厚生年金保険に加入しているが、すべてのF業務員が同日から一律に厚生年金保険に加入したか否かについては分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は無い。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 8 日から同年 12 月 14 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、A社（現在は、B社）には昭和 37 年 9 月 8 日に入社して間違いなく勤務し、退職金計算書も同日を入社年月日としているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた退職金計算書及びB社から提出された社員カードにより、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の書類を保管していないため、申立人の厚生年金保険の適用状況は不明である。また、申立期間当時、試用期間が3か月あり、その間に勤務状況をみて厚生年金保険に加入させていたようである。そのため、入社日と厚生年金保険の加入日が異なる者が多い。厚生年金保険に加入させる時期は従業員により異なっていた。厚生年金保険に加入させる前に給与から保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は、オンライン記録により、当該事業所で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、このうち一人は既に死亡しており、他の一人及び当該事業所で申立期間において同保険の加入記録が確認できない一人からは、申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認でき、かつ、生存及び連絡先が判明した者6人、並びに申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日である

昭和 37 年 12 月 15 日に被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、生存及び連絡先が判明した 4 人の合計 10 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 2 人が「入社してから 3 か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述し、3 人（C 係、D 係、E 係各一人）が「試用期間はなく入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた。」と供述し、残り一人は「厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員について入社時から同保険に加入させていたものではなく、従業員により異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、B 社が加入する F 健康保険組合に照会したところ、「申立人が組合員となった時期は、昭和 37 年 12 月 15 日である。」と回答しており、これは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した時期と一致している。

その上、A 社の事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は記載されていない上、申立人が記載されている頁には、資格取得日は昭和 37 年 12 月 15 日と記載され、取得日が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日に採用され平成 11 年 2 月 15 日に退職するまで A 社 B 支店で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間について、A 社 B 支店で勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において A 社 B 支店で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社 B 支店は昭和 39 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認でき、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A 社 B 支店で厚生年金保険の事務を担当していた者に照会したところ、「昭和 39 年 6 月 1 日に、それまでの A 社 C 支社 B 営業所が本社の B 支店に組織変更された。申立人の同支店での厚生年金保険被保険者資格取得日が 39 年 7 月 1 日となった事情及び同年 6 月の厚生年金保険料を控除していたか否かについては分からない。」と供述している上、申立期間当時、本社で厚生年金保険事務を担当していた者に照会したところ、「当時のことは覚えていない。」と供述しており、いずれの担当者からも申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A 社 B 支店の承継事業所である A 社本社に照会したところ、「当時の書類は保存期間経過により廃棄しているため、当時の状況は不明である。」

と回答しており、申立人の同支店における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、厚生年金保険被保険者資格についてA社本社で昭和39年6月1日に喪失し、同社B支店で同年7月1日に取得していることが確認できる40人のうち、連絡先が判明した16人に照会したところ、いずれの者からも申立期間における同支店での厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について具体的な供述が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から 48 年 6 月 1 日まで

申立期間は、A市B区に所在していたC社又はD社にE職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、申立人のC社における資格取得日は昭和42年8月16日、離職日は48年5月31日であることが確認でき、申立期間当時、C社の事業主の妻であり事務担当者であった者は、「申立人はE職として勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人は当該期間において、同事業所にE職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、当時の事業主は既に死亡しており、A市F会に照会したところ、同事業所が名称変更したとされるG社に照会したが、「C社の事業主は私の父であったが、同事業所は既に廃業しており、当社は同事業所とは別組織であるため、当時の資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚3人全員が、オンライン記録によると、申立期間に厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、そのうち所在が確認できた一人(前述の事務担当者)に照会したところ、「厚生年金保険には加入しておらず、職員の給与から同保険料を控除していなかった。当時の資料は何も残っていない。」と述べている。

さらに、申立人は当該同僚3人のほか姓のみ記憶している同僚二人を挙げ

ているが、名前が不明で本人を特定することができないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年春から 44 年夏まで
申立期間について、A社に勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料等はないが、申立期間の厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「申立人は、社員として勤務していた。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る「失業保険被保険者資格取得確認通知書」及び「失業保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書」の写しによると、申立人は、昭和 45 年 9 月 8 日から 48 年 6 月 30 日までの期間、同社に勤務していたことが確認できるが、同社ではこれ以外の申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち 2 人は厚生年金保険の加入記録の確認ができず、他の一人は名字のみの記憶であるため同人を特定することができない。また、所在が確認できた一人に照会したが、「申立人を知っているが、申立人の勤務期間については不明である。」と述べており、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることはできない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 5 人（前述の同僚一人を含む。）のうち、

所在が確認できた一人に照会したところ、「私は、昭和 44 年 9 月ぐらいから事務員として勤務していたが、申立人のことは分からない。社会保険関係の業務は社長が行っていたと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

申立期間はA県B町にあったC社に勤務し、季節労働者としてD作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によれば、申立期間当時、A県B町に所在するC社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業登記簿謄本の記録によっても、同社が当該地域に存在していたことは確認できなかった。

一方、事業所名簿によれば、当該地域においてE社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認でき、商業登記簿謄本の記録によれば、申立期間当時、申立人がC社の代表取締役であったとする者が、E社の取締役であったことが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、同保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、事業所名簿によれば、E社は昭和 63 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役及び役員であった者は、いずれも既に死亡していることから、当該事業所に係る同保険の適用状況及び申立人の勤務状況について確認することはできない。

さらに、申立人がC社で一緒に勤務していたF職であったとする者については、E社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所で昭和 35 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同人に照会したものの、「もう 50 年も前のことな

ので、申立人については記憶が無い。」と供述しているほか、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 14 人に照会したところ、回答があった 4 人は、いずれも「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において E 社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、前述の同僚が供述する当時の業務は D 作業の F 職であるほか、前述の厚生年金保険被保険者 4 人が供述する当時の業務は、それぞれ G 職長、H 職、H 職長、H 職であり、季節雇用の D 作業員であった者は確認できない上、これらの被保険者が供述する当時の従業員数が 120 人から 200 人であるところ、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 34 年 11 月及びその翌月の同年 12 月に被保険者資格を取得したことが確認できる者は 54 人にすぎず、しかも、このうち 51 人は第 3 種被保険者であり、第 1 種被保険者は 3 人のみであることが確認できる。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿においても、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年から 11 年 3 月まで

平成元年 12 月に A 社に派遣社員として採用され、11 年 3 月まで、B 社で C 業務に従事しており、入社して半年後に厚生年金保険に加入したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間においては、同社での業務の合間に D 職の仕事を掛け持ちで行ったこともあったが、上司の許可は得ていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと主張するが、同社に照会したところ、「申立人の所属は、当社の子会社である E 社であった。」と回答しているほか、申立人が当時の上司であったとする者も、「申立人は私が面接して採用したが、E 社の所属であった。当時、A 社の派遣社員の一部は E 社に所属していた。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は申立期間のうち平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 5 月 8 日までの期間、9 年 4 月 29 日から同年 10 月 31 日までの期間及び 10 年 4 月 29 日から同年 10 月 26 日までの期間において、E 社で同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間のうち当該各期間において E 社に勤務していたことは認められる。

一方、前述の上司であった者は、「申立人は、当初本業があつて掛け持ちの短期雇用であったが、2 年ぐらい経過して、本人から厚生年金保険に加入させてほしいとの申出があり、上司の許可を得て E 社で同保険に加入させていたよ

うに思う。」との申立人の主張を裏付ける供述を行っている。しかしながら、A社に照会したところ、「当社が保管するE社の社会保険関係資料によれば、申立人は同社において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。」と回答している上、同社が保管する社会保険被保険者番号名簿によれば、申立人は、平成5年5月1日から6年5月8日までの期間、9年4月29日から同年10月31日までの期間及び10年4月29日から同年10月26日までの期間に係る雇用保険の被保険者資格取得日及び同資格喪失日については記載がある一方で、社会保険被保険者資格取得日欄及び同資格喪失日欄についてはいずれも空欄となっていることが確認できるほか、同社が保管するE社の5年から9年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において申立人の氏名は記載されていないことが確認できることから、当該上司が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得手続を行わせたとする供述は不自然である。

また、申立人がB社と一緒に派遣されていたとする同僚に照会したものの、回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、E社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、回答があった3人は、いずれもB社に派遣されていたと供述しているところ、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかったほか、このうち二人が同社と一緒に勤務していたとする同僚7人のうち5人については、オンライン記録によると、いずれもE社で同保険の被保険者であった形跡が無い。

加えて、上述の社会保険被保険者番号名簿によれば、申立人と同様に、平成5年5月に雇用保険被保険者資格を取得したことが確認できる者5人のうち2人、9年4月29日に同保険被保険者資格を取得したことが確認できる者15人のうち14人、及び10年4月29日に同被保険者資格を取得したことが確認できる者13人全員は、いずれも社会保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日欄が空欄となっていることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、派遣従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたものではなく、同保険に加入させるか否かの判断を個別に行っていたものと考えるのが妥当である。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 9 月ごろまで

昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月ごろまで A 省 B 機関 C 事業所に D 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人の勤務記録カード（人事記録）により、申立人が、A 省 C 事業所において昭和 36 年 3 月 22 日に E 職として採用された後、同年 4 月 1 日に F 職に配置換えされ、同年 5 月 23 日に D 職に配置換えされた後、43 年 9 月 7 日に辞職したことが確認でき、申立期間においては職員として A 省 B 機関 C 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社に照会したところ、「申立人は、申立期間においては職員であったことから G 共済組合員であり、厚生年金保険被保険者ではない。」と回答しているほか、G 共済組合に照会したところ、「申立人の G 共済組合員期間は昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 7 日までであり、当該期間については、退職一時金を全額支給済みである。」と回答があり、これは、同組合から提出された申立人の年金加入期間確認通知書によっても確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間において A 省（当時）共済組合員であったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月ごろから同年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

両申立期間は、A社B事業所の下請事業所に勤務し、C作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。下請事業所の名称は、はっきりとは記憶していないが、D社又はE社であったような気もする。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間において勤務していた事業所の名称を具体的に記憶していないところ、オンライン記録により、両申立期間当時、E社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも「申立人については分からない。」と回答しているほか、同様に、両申立期間当時、A社B事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したところ、回答があった4人は、いずれも「申立人のことは知らない。」と回答しており、申立人が両事業所又はA社B事業所の他の下請事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、前述の厚生年金保険被保険者のうち複数の者の供述によれば、当時、A社B事業所の下請事業所には、E社のほかに、F社又はG社、H社、I社及びJ社があったことがうかがわれるが、事業所名簿によると、このうちH社及びI社については両申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無いほか、G社については、G社K支店が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、L市に所在するF社又はG社が同保険の

適用事業所に該当していた形跡は無い。

一方、前述の下請事業所のうちJ社については、事業所名簿によると、両申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できることから、オンライン記録により、両申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者二人に照会したところ、いずれも「申立人については分からない。」と回答しており、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができない一方で、E社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同人と同姓の者二人が同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、いずれも、申立人が供述する同人の年齢より10歳以上年下である上、両人は既に死亡している。

加えて、J社の被保険者名簿によると、前述の同僚と同姓の者一人が、申立期間後の昭和53年において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、同人に照会したものの回答は得られなかった。

その上、E社、A社B事業所及びJ社の被保険者名簿においては、いずれも申立人の氏名に該当は無く、一方、各名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 6 月 21 日まで

昭和 45 年 1 月から 47 年 4 月まで A 県 B 市にあった C 社 A 支店 B 出張所に D 業務担当として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は大きな会社であったので、入社時から厚生年金保険に加入していたと思う。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社 A 支店 B 出張所で一緒に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同出張所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C 社 A 支店は昭和 61 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立人が同社同支店 B 出張所の所長であったとする者に照会したところ、「申立人に係る厚生年金保険の加入状況については分からないが、私も、採用と同時に同保険に加入していなかった。」と供述しているほか、同人が当該事業所の社会保険事務担当者であったとする者に照会したものの、回答は得られず、これらの者から申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち、生存及び所在が確認された二人に照会したところ、両人は、C 社 A 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、自身が記憶する入社時期から、それぞれ 4 か月後、3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、このうち一人は、「当時、

入社後少なくとも3か月間は厚生年金保険に加入していなかったもので、申立人も加入していないと思う。」と供述している上、前述の当該事業所の所長であった者も、被保険者原票によれば、自身が記憶する入社時期から3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後にC社A支店において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者10人に照会したところ、回答があった6人のうち、同社同支店B出張所に勤務していたと供述する二人については、同社同支店の被保険者原票によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ3か月か4か月後又は5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者からも同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料等は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和45年6月21日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

その上、C健康保険組合が保管する組合員名簿によれば、申立人の同組合員資格取得年月日も、申立期間後の昭和45年6月24日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 40 年 7 月 15 日まで
昭和 37 年 12 月から 40 年 7 月 15 日まで、A社が経営する遊戯施設「B」に勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の従事業務に関する具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に遊戯施設「B」で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、遊戯施設「B」は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い上、同遊戯施設を経営していたとされるA社は、昭和 41 年 1 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社では、「当社は、昭和 41 年に厚生年金保険及び健康保険の適用事業所となった。このため、申立期間当時、従業員には、国民健康保険に加入するよう指導しており、給与から厚生年金保険料及び健康保険料のいずれの保険料も控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立期間直後にA社において経理事務を担当していた同僚からも、「私は昭和 40 年 12 月にA社に入社したが、入社した時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。当時、C県D市に自社ビルを建てて、従業員も 100 人以上いたにもかかわらず厚生年金保険に加入していなかったのも、私が社会保険事務所(当時)に行き厚生年金保険の新規適用の手続を行った。申

立期間当時、A社では従業員を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していなかった。」との回答があった。

加えて、申立人は同僚7人の名前を挙げているが、このうち6人は姓のみしか記憶していないため本人の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない上、唯一本人の特定ができた残り一人は、オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

その上、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になると同時（昭和41年1月19日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は73人確認でき、このうち20人から回答があったが、これら同僚の中に遊戯施設「B」に勤務していたとする者は確認できない上、複数の同僚が、「A社に入社した当時、会社から厚生年金保険及び健康保険に加入していないため、自分で国民健康保険に加入するよう言われた。」と供述しており、これは前述のA社の回答と符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 11 年 7 月 1 日に A 社に採用され、12 年 3 月 31 日まで勤務して退職した。後日、年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が 12 年 3 月 31 日となっていたので、同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立期間当時、申立人が A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった「賃金台帳」（写し）によると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の担当者が、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成 12 年 3 月 31 日と間違えて届け出し、後日、同年 4 月 1 日に訂正したが、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は、既に平成 22 年 1 月 28 日付けで 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正されているが、当該訂正処理は、保険者の保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後に行われた確認請求に基づくものであり、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

平成 7 年以降は、事業主として健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届以外に標準報酬月額を変更する届出をした記憶が無いが、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の 9 年 4 月 9 日付けで、7 年 4 月 1 日まで遡及^{そきゅう}して標準報酬月額が変更されている。同年 4 月以降、報酬は毎月 30 万円であったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 9 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、同日後の同年 4 月 9 日付けで、申立人の標準報酬月額が、7 年 4 月に遡及して 30 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人が当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係事務は、大学時代の後輩が担当していたが、社会保険料を滞納することについては私の判断によるものである。」と供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所で経理事務を担当していた者は、「社会保険事務所の担当者とは私が話をしたが、代表取締役の承諾なしに標準報酬月額の変更届を出すようなことは無かった。」と供述していることから判断すると、厚生年金保険被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、当該事業所の代表取締役であった申立人が直接的に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 26 日から 49 年 2 月 1 日まで

昭和 48 年 8 月 26 日から A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時は、経営に財政的な余裕が無かったため厚生年金保険には加入しておらず、その間、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 2 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 3 人に照会したところ、いずれも「最初は厚生年金保険には加入しておらず、途中から加入した。」と供述しており、そのうちの一人は「厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。